

名古屋市教育委員会定例会

令和 8 年 3 月 26 日
午後 3 時 00 分
教育委員会室

議 事

- 日程 1 教育長職務代理者の指名について（報告第17号）
- 日程 2 名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について
（議案第28号）
- 日程 3 名古屋市学校事務センター規則等の一部を改正する規則案について
（議案第29号）
- 日程 4 名古屋市科学館処務規則の一部を改正する規則案について
（議案第30号）
- 日程 5 名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則案について（議案第31号）
- 日程 6 名古屋市立高等学校学則及び名古屋市立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則案について（議案第32号）
- 日程 7 名古屋市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則案について
（議案第33号）
- 日程 8 名古屋市入学支援金条例施行規則の一部を改正する規則案について
（議案第34号）
- 日程 9 名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則案について（議案第35号）
- 日程10 名古屋市図書館館則及び名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則案について（議案第36号）
- 日程11 名古屋市女性会館条例施行規則の一部を改正する規則案について
（議案第37号）
- 日程12 名古屋市野外教育センター条例施行規則の一部を改正する規則案について（議案第38号）
- 日程13 名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則案について
（議案第39号）
- 日程14 令和 8 年度一般会計当初予算及び名古屋市生涯学習センター条例の一部改正について始め 3 件に関する修正について（報告第18号）
- 日程15 市立学校園における児童生徒性暴力等に係る防止等対策について
（協議題第 4 号）
- 日程16 第 2 期名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する実施計画（案）について（協議題第 5 号）

日程17 「今後の市立高校のあり方に関する懇談会」のまとめについて
(報告第19号)

日程18 給特法改正に伴う「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定について (報告第20号)

出席者

杉浦 弘 昌 教育長

中谷 素 之 委員

園田 理 委員

南田 あゆみ 委員

小西 由樹子 委員

総務部長始め、事務局員33名 ※傍聴者6名

(杉浦教育長)

それでは、ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

本日は、山本委員が欠席となっておりますが、定足数を満たしておりますので、会議が成立していることを報告いたします。

本日の案件は、報告が4件、議案が12件、協議題が2件となります。

まず最初に、3月24日より、小西由樹子委員が就任されました。本日が小西委員の最初の定例会のご出席となりますので、小西委員より一言ご挨拶をお願いできればと思います。

(小西委員)

ご紹介いただきましてありがとうございます。

皆様はじめまして。小西由樹子と申します。よろしく願いいたします。本務は、東京の私立大学で経営学を教えております。

名古屋市さんとの繋がり、2019年から5年間ほど、名古屋大学の産学連携部門で、起業家教育やスタートアップ支援などをやっております。その際に、名古屋市さん愛知県さんには大変お世話になりました。今回お声掛けいただいて、すごく光栄に思っております。

私に対しては、経営学、企業経営やキャリア育成だけではなく、留学経験からグローバルとか、子どもを海外で育てた経験などもご期待いただいていると認識しておりますので、微力ながら貢献させていただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(杉浦教育長)

様々な観点から、またいろいろアドバイスいただければというふうに思っております。これからもよろしく願いいたします。

(杉浦教育長)

それでは、日程第1、報告第17号「教育長職務代理者の指名について」につきまして、私から説明を申し上げます。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第2項では、教育長に事故がある場合などに、事務に支障をきたすことがないように、あらかじめ委員の中から職務代理者を指名することとしています。このたび令和8年3月23日をもって、それまで第1教育長職務代理者であった栗生委員が退任されました。つきましては、令和8年3月24日付で山本久美委員を第1教育長職務代理者に、中谷素之委員を第2教育長職務代理者として指名をいたしましたので、ご報告いたします。

以上、報告第17号「教育長職務代理者の指名について」の説明を終わらせていただきます。

(杉浦教育長)

それでは、日程第2、議案第28号「名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について」から、日程第13、議案第39号「名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則案について」まで、以上12件を一括議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。

(酒井総務課長)

教育委員会規則の改正については、一括して私よりご説明をさせていただきます。なお、個別にご説明するもの以外は、令和8年4月1日の施行日となっておりますのでよろしくお願いいたします。

まず1ページをお願いいたします。「名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について」ご説明をいたします。この改正は、2月定例会においてお示しいたしました、令和8年度の教育委員会事務局の組織改正に伴うものでございます。

続きまして、6ページをご確認ください。6ページは、「名古屋市学校事務センター規則等の一部を改正する規則案について」になります。この改正は、学校栄養職員を廃止することに伴い、規定を整備するものでございます。学校栄養職員は、学校給食の栄養に関する専門的事項を担う職員でございますが、栄養教諭制度の創設によって、学校栄養職員から栄養教諭への移行が行われたために、今後配置しない「学校栄養職員」に関する規定を削除するものでございます。

続きまして9ページをお願いいたします。9ページは、「名古屋市科学館処

務規則の一部を改正する規則案について」でございます。この改正は、組織改正に伴いまして、科学館の魅力向上担当課長を廃止するために改正するものでございます。

続きまして12ページをご確認ください。12ページは、「名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則案について」でございます。この改正は、子ども応援課に所属する指導主事の勤務時間の特例を廃止するとともに、教育相談課に所属する再任用短時間勤務職員の勤務時間の特例等を定めるものでございます。

続きまして、15ページをお開きください。15ページは「名古屋市立高等学校学則及び名古屋市立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則案について」でございます。

1点目は、緑高等学校の学級数の変動に伴いまして、生徒定員を変更するものでございます。

それから2点目は、現在は「保護者等」の定義をするに当たりまして、就学支援金の支給に関する法律の規定を引用しておりますが、同法の関係する規定を削除する法律案が国会に提出されたために、同規則における「保護者等」の定義に関する規定を整備するものでございます。

続きまして、19ページをご覧ください。「名古屋市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則案について」でございます。この改正は、令和8年度より市が市職員の永年勤続職員表彰を廃止することから、教職員についても同様に、永年勤続者の表彰を廃止するものでございます。

続きまして22ページをご確認ください。22ページは、「名古屋市入学支援金条例施行規則の一部を改正する規則案について」でございます。この改正は、民法の改正による選択的共同親権の導入に伴うものでございます。現在、入学支援金制度の対象者に係る審査においては、申請者である生徒の親権者が1人の場合であって、その親権者が配偶者を有するときは、当該配偶者を含めて、所得の判定を行っておりますが、改正民法施行後において、申請者の父母が離婚後、その双方を親権者と定める、いわゆる共同親権を選択した場合にあっては、その親権者2名のみを所得の判定の対象とし、親権者らの配偶者は判定の対象外とするよう規定の整備を行うものでございます。

続きまして25ページをご覧ください。「名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則案について」についてご説明をいたします。この改正は、現在、就学援助を受けようとする保護者は、児童または生徒の在学する学校の校長を経由して、教育委員会に申請書を提出することとしておりますが、オンライン申請の開始に伴い、保護者から直接教育委員会に提出することができるよう規定を整備するものでございます。なお、施行期日は令和8年9月1日でございます。

続きまして28ページをご覧ください。28ページは、「名古屋市図書館館則及び名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則案について」でございます。

1点目は、令和8年度から北図書館等の管理を指定管理者に行わせることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

2点目は、鶴舞中央図書館に所属する再任用短時間勤務職員の勤務時間の特例等を定めるものでございます。

続きまして34ページをご覧ください。「名古屋市女性会館条例施行規則の一部を改正する規則案について」でございます。

1点目は女性会館の営利目的での利用を認めることに伴い、使用申込書の記載事項及び受理期間について規定を整備するもので、施行期日は令和8年10月1日でございます。

2点目は、女性会館の資料を館外で利用することができる期間について、必要に応じて延長又は短縮することができるようにするもので、施行期日は令和8年4月1日となっております。

続きまして38ページをご覧ください。「名古屋市野外教育センター条例施行規則の一部を改正する規則案について」でございます。この改正は野外教育センターの宿泊室やキャンプ場等を一般利用者が使用する場合の使用料の額を改定するものでございます。

続きまして43ページをご覧ください。「名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則案について」でございます。

1点目は、スポーツ開放、学習開放、生涯学習開放及び中学生クラブ活動開放の使用料の額を改定するもので、施行期日は令和8年10月1日でございます。

2点目は、昨年10月1日より開始いたしました、中学生クラブ活動開放につきまして、一部の中学校において開放できる施設を変更するもので、施行期日は令和8年4月1日となっております。

以上、ご説明いたしました12件につきまして、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(杉浦教育長)

それでは説明が終わりましたので、ご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと存じます。

(杉浦教育長)

特にご意見もないようでございますので、議案第28号「名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について」から、議案第39号「名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則案について」までにつきましては、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉浦教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(杉浦教育長)

それでは、日程第14、報告第18号「令和8年度一般会計当初予算及び名古屋市生涯学習センター条例の一部改正について始め3件に関する修正について」につきまして、事務局の報告をお願いいたします。

(水谷企画経理課長)

「令和8年度一般会計当初予算及び名古屋市生涯学習センター条例の一部改正について始め3件に関する修正について」のご説明を申し上げます。

本件は、令和8年2月定例会におきまして、令和7年度名古屋市教育委員会意見第8号、第16号、第17号及び第19号について、異議なき旨の議決の上、令和8年度一般会計当初予算案及び各条例改正案を市会へ上程したところですが、令和8年2月市会におきまして、いずれも修正の上可決されましたので、報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。「駐車場使用料改定にかかる経緯」をお示しさせていただきました。令和8年2月市会に上程しました当初案では、駐車場の使用料は全市的な原則の考え方に従って設定をいたしました。その後、教育子ども委員会の予算案審議におきまして、教育委員会の考え方を丁寧に説明してまいりましたが、各委員のご理解を得るに至らず、ご覧の点についての指摘があり、自民、民主、公明の3会派からご覧の修正案が提出され、可決となりました。教育子ども委員会以外の常任委員会でも同様の修正案が可決をされまして、修正案をもって3月19日の本会議にて可決、成立したものでございます。

これに伴い、修正となりました駐車場の使用料につきましては、次のページにございますように、「教育委員会所管施設における駐車場使用料改定にかかる修正について」でまとめさせていただいておりますが、ご覧いただければと存じます。また、その他の使用料改定につきましては、原案どおり可決し、成立しておりますので、ご承知おきいただければと思います。

説明は以上となります。

(杉浦教育長)

報告が終わりまりましたので、ご意見、ご質問ありませんでしょうか。

(小西委員)

もう成立していることなので異議というわけではないんですけれども、利用者の負担軽減という意味では、修正可決案はいいかもしれないんですけれども、例えば、東生涯学習センターとか女性会館とか、1,000円だったのが500円になったことによって、利用者以外の方がここに停めてしまって、利用者が止められなくなるみたいなことも考えられるんじゃないかなと思っていて、そういうのは引き続きウォッチしていただければ、というふうに思います。

(水谷企画経理課長)

今、小西委員がおっしゃったように、一つ今回の提案の理由の中にそういうものがありました。生涯学習センターや図書館、私どもが所管しておるところは、なるべくそういった精算をする場所を、職員がいるカウンター傍にするようにしておりますが、引き続きおっしゃっていただいた意見を踏まえてやってまいりたいと思います。

(杉浦教育長)

その他いかがでしょうか。

(杉浦教育長)

他にご意見もないようですので、報告第18号「令和8年度一般会計当初予算及び名古屋市生涯学習センター条例の一部改正について始め3件に関する修正について」の報告を終わらせていただきます。

(杉浦教育長)

それでは、日程第15、協議題第4号「市立学校園における児童生徒性暴力等に係る防止等対策について」につきまして、事務局の説明をお願いします。

(伊藤人事課長)

「市立学校園における児童生徒性暴力等に係る防止等対策について」ご報告申し上げます。

1枚目、「市立学校園における児童生徒性暴力等に係る調査報告書（概要版）」でございます。こちらにつきましては、3月23日に、市の方から、教育委員会が委嘱をいたしました調査委員から報告を受け取ったものでございます。

1番の「摘要」にございますように、令和7年度に明らかになりました、複数の教員による、盗撮等画像のSNSグループでの共有問題を受けまして、教育委員会の方が委嘱をいたしました、第三者委員による調査結果の報告でございます。

二つ目の丸にございますように、児童生徒への性的な言動全般に関して、学校現場に通底する問題点を明らかにすることを目的として実施をいたしまして、児童生徒、保護者らの不安、不信の払拭を目指しました。

三つ目の丸にございますように、市立学校の職員による児童生徒への言動について、情報提供された23件を対象として調査が実施されたところでございます。

児童生徒性暴力等に該当する行為は認められなかったものの、児童生徒性暴力等ではございませんけれども、懲戒処分に当たり得る公務員の信用失墜行為が、1件判明をいたしました。未成年等の卒業生を自宅に居住させるというものでございます。

それから、同じく児童生徒性暴力等ではございませんが、その他不適切な行為として、次のような行為が判明したものでございます。児童生徒に対する過度なスキンシップと、それから部活動における不適切な身体接触、関わり方、児童生徒を車に乗せて駅などに送る、異性の特別支援学級在籍生徒への排泄介助、そして、退職後、特定の生徒に書籍を送付する等でございます。

調査を通じた調査委員のご意見につきましては「3 調査結果」、それから次のページに移っていただきまして、「4 全事例に通底する問題点に関する意見」に記載をさせていただいております。こちら調査を行っていただきました調査委員3名の方は、さっそくプロジェクトチームのメンバーの方にも加わっていただきまして、この調査を通じて感じられた課題点等を、対策の方に反映していくというような形で進めてまいりました。

3枚目の資料の方、ご覧いただきたいと存じます。「児童生徒性暴力等の防止等に関する総合的な対策について（案）」でございます。こちら、左側中段のところに「会議形式での意見聴取」という表の3行目でございますけれども、本日午前中に、児童生徒性暴力等の防止について、プロジェクトチームのメンバーによる会議の方、開催をさせていただきまして、こちら総合的な対策についての取りまとめのご確認をいただいたところでございます。プロジェクトチームのメンバーにつきましては、こちら表のところにメンバーがございすけれども、このうちの上から池田桂子弁護士、松井隆弁護士それから、河野荘子名古屋大学教授の3名の方は、先ほど説明申し上げました、調査委員としても関わっていただいた方でございます。

こちら今回取りまとめとしてお示しをさせていただきます、総合的な対策では、観点を四つ設けて、四つの観点に基づく五つの柱から成る30の取組みということで、まとめてございます。

まず、「観点Ⅰ 児童等の人権を大切にする組織文化の醸成」では、教職員一人一人はもちろんです、学校全体でコンプライアンス意識を共有し、児童等の人権を大切にする組織文化を醸成する取組みについてまとめております。

「観点Ⅱ 悪意ある行為者に性暴力等の機会を与えないための環境の整備」では、性暴力等がどの学校、園でも起こりうることといった危機意識を持って、行為者にその機会を与えないための環境の整備を図ってまいります。

「観点Ⅲ 性暴力等に早期に気づき、早期に対応することのできる体制の整備」では、児童等が被害者等にならないための教育（生命の安全教育）ですとか、児童等・保護者からの相談、通報への迅速で的確な対応を行うことのできる体制整備を図るものでございます。

そして、「観点Ⅳ 保護者・地域等との連携・協力による取組みや警察との連携の推進」は、性暴力等を防ぐために、より多くの大人の目で子どもたちを見守る学校づくりに向けて取り組むものでございます。

この四つの観点に基づきまして、五つの柱からなる30の取組みというもので、下半分のところに計30の取組みを掲載をさせていただいております。

まず観点Ⅰの中には2本の柱を設けております。

「柱1 教職員の意識向上とルールの整備」では、さらに小区分といたしまして、「1.1 継続的な意識向上とセルフチェック」、こちら①から⑤まで5項目ありますが、例えば「① 教職員研修の充実」では、不祥事防止に向けた職場内研修等の毎年度の実施ですとか、新任校園長研修におけるリスクマネジメントに関する、動画によるオンデマンド研修などの項目に取り組んでまいります。

「② 自己分析チェックシートの活用」でございます。こちらは、自己の振り返りを行う自己分析チェックシートの活用を充実させるというものでございますけれども、チェックシートの項目につきましては、これまで利用してきたものに、先ほど申し上げました、調査委員による調査結果、報告書の内容も含め、改定を行った上で、活用していきたいというふうに考えているものでございます。

「③ 教職員相談の実施」につきましては、性暴力等の行動のリスクとなるストレスに対処するというものでございます。

「④ 面談時の管理職による意識啓発」、こちらは職務状況の面談時に、職員に対する意識啓発を図るという新たな取組みとなります。

「⑤ 会計年度任用職員等への意識啓発」では、部活動外部顧問等を含め、性暴力等の防止対策についての意識啓発を図ってまいります。

「1.2 児童等と関わる場面のルールの整備」でございます。

「⑥ 私用端末、写真撮影、データ管理等運用ルールの整備」では、昨年7月に定めたルールの徹底を、引き続いて図ってまいります。

「⑦ 児童等と接する際に注意すべき行為の周知」は、先ほど申し上げた調査報告書でも指摘を受けましたが、学校職員によるスキンシップ等に関するルールづくりといったものに対応するものでございまして、啓発チラシを作成し、

教職員へ周知を図るとともに、保護者等との共有も進めてまいりたいと考えております。

それから、「⑧ 厳正な処分等の明示」でございます。性暴力等に対して、原則懲戒免職とすることですとか、市に損害を与えた場合には賠償請求を受けること等を周知いたしまして、抑止力を高めてまいりたいと思っております。

「柱2 教員採用プロセスにおける適格性の確認」では、「⑨ 大学生（教員志願者）への事前周知」を始め、四つの項目を掲載いたしております。⑩ 教員採用試験手続における確認」では、本年12月に施行されます、こども性暴力防止法の施行を見据えた内容となっております。

「柱3 施設環境の整備」「3.1 学校施設の安全点検」と「3.2 防犯カメラの検討」の二つの区分に分けております。

この中で、例えば「⑬ 学校園における定期施設点検の標準化」、「⑭ 専門事業者による抜き打ちの調査」「⑮ 教育委員会職員による抜き打ちの調査」、こちらは8年度の新規事業となります。

「3.2 防犯カメラの検討」でございます。こちらプロジェクトチームのメンバーの方にも、様々なご意見をいただきまして、教育委員会の方で検討を進めてまいりました。

教育委員会としての基本的な考えでございますけども、性暴力等防止のための防犯カメラの設置につきましては、児童等への心理的な負担など教育活動への影響が見込まれますが、一方で、撮影される範囲内での性暴力等の抑止にもつながるという効果が期待されますので、教育活動への影響を考慮した上で、必要最小限の場所に設置することは可能だというふうにしております。ただし、防犯カメラの設置を検討する場合には、教育活動への影響の程度ですとか、具体的な設置場所や運用のルールなど、各学校が実情を踏まえた上で、児童等や保護者などの理解を得ながら、丁寧に行うというような考えを持ってございまして、「⑱ 設置を検討する際の留意事項の整理」といたしまして、教育委員会で一定、この留意事項の考え方を整理し、学校に示すこと。それから⑲では、それを踏まえて各学校で検討を行うといったような進め方を設定いたしております。

続く「柱4 早期発見・早期対応のための体制の整備」は、「4.1 児童と保護者の意識啓発と相談・支援」、それから「4.2 迅速な組織対応」の二つの区分に分けて整理をいたしております。

4.1の区分の中には、「⑳ 命の安全教育の充実」から、「㉔ SNS報告相談アプリの活用」まで五つの取り組みを実施してまいります。

「㉔ 命の安全教育の充実」では、命の安全教育を要とした性に関する指導の年間指導計画の作成実施などに取り組みますとともに、保護者向けの動画の作成、配信を行っていきたいと思っております。

「⑳ 相談窓口の周知」では、関係機関と連携をいたしまして、被害を相談した方の継続的な支援の実施にも、努めてまいりたいと思っております。

それから「㉕ 通報先の周知」、「㉖ 内部公益通報制度の周知」、そして「㉗ 事案発生時の初動対応マニュアルの整備」、これらの方も、取組みをしてまいりたいと考えておりました、性暴力等が発生した場合に、迅速かつ的確で組織的な対応ができるようにしてまいりたいと思っております。

「柱5 保護者・地域等との連携」では、「㉘ なごやコミュニティスクール会議での保護者・地域等との連携」、「㉙ 保護者等との連携」、「㉚ 警察との連携」、この3項目を進めてまいりたいと考えております。多くの大人の目で子どもを見守る学校園づくりを進めてまいります。

そして右下のところ、「モニタリングと継続的改善」という項目でございます。1では、教育委員会職員が定期的な学校訪問を行う際に、取組みが適切に実施されているかなどの確認を行うことについて、2では、教育委員会が毎年度行う学校事務監査において、外部記録媒体の管理状況等の調査を行いながら、取組みを進める上での課題の把握ですとか、継続的改善を図ってまいりたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

(杉浦教育長)

大変ボリュームがある内容でございますが、この件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

(南田委員)

今まで事案が発生してから、この教育委員会の中でも話した内容なども含めていただいて、まとめていただいてありがとうございます。

私の方は、「1.2 児童等と関わる場面のルール整備」というところで、これはやっぱり重要ななと思っております、ただ、この事案のときにも話したんですけども、守れないルールだとまた同じようなことが発生してしまうというところが大きいと思うので、その私用端末をどうしても使ってしまうであろう理由を、きちんと、何で使ってしまったかというところも把握されて、どうしたら使わないようになるか、ルールを守ることだけじゃなくて、それが何かこの端末を他で学校として持って、それがちゃんとセキュリティのある端末を使うですとか、代替の物があることで本当に使わなくなるような仕組みも一緒に考えないと、ルールだけではやはり改善されない部分があると思うので、その辺りも今後検討していただきたいなというふうに思っています。

(伊藤人事課長)

私用端末についてはやはり使わざるを得ない、特に連絡手段として、使わざるを得ない場面もあるということで、こちらのプロジェクトチームの委員の方からも、そうした場面も想定しながら、しっかりと運営を考えていくようにというご意見をいただきました。

私ども通信手段として使う場合には、セキュリティシールをしっかりと貼って、撮影ができないような状態で私用端末を使うようにという指示も出しておりますし、例えば修学旅行ですとか、少し長い時間必要な場合には、業者から借りて、私用端末ではないものを利用するなども行っております。

南田委員のご指摘にありますように、やはり定めるだけではなくて、それがしっかりと運用されていかないといけないとは思っておりますので、最後、説明させていただきましたモニタリングといいますか、しっかりと学校の状況も把握しながら、取組みの方進めてまいりたいと思います。

(杉浦教育長)

その他いかがでしょうか。

(小西委員)

重大な事案が起こったので、こういったことをまとめるというのは、確かに仕方がないことだと思っております。

ただ、会社組織でもそうなんですけれども、ごくごく一部の悪意のある行為者、不正を取り締まるためにルールを厳しくすると、全体のモチベーションが下がってしまうという、大きな弊害も起きてしまって、ほとんどの人はみんな善意でやっているわけですが、これを変えろというのではないんですけれども、逆にその教職員のエクセレントティーチャー表彰とか、なんかそういうモチベーションを上げるものも含めて、こういうのはロールモデルとしていいんだと。こういうのはだめだというような、両方見れるようなものになると、さらによくなるだろうなと思いました。

(伊藤人事課長)

今回も、これを取りまとめるに当たりまして、特に観点Ⅱの悪意ある行為者に性暴力等の機会を与えない、ということで、やはりどの学校にでも起こりうるというような、そうした危機意識を持って取り組むということが、まずは大事だと思いながら、観点の一つ目には、児童等の人権を大切にする組織文化、組織全体で、こうしたことを引き起こさないような、そうした学校にしていきたいという思いをこめて計画の方作りました。

ご指摘ありましたようにひと握りの教員に引っ張られて、何かこう学校内、教職員間の信頼関係が損なわれたり、あるいは頑張っている先生に光が当たら

ないというようなことも、私ども本意ではございませんので、小西委員からいただきましたご意見も踏まえて、今後取り組んでまいりたいというふうに思っております。

(杉浦教育長)

その他いかがでしょうか。

(中谷委員)

本市教育委員会として、すごく大きな課題であるというふうに認識していますが、これだけのことを迅速に、これだけ情報を集約して、聞き取り等も含めて、この委員の先生方や行政の皆さんに、本当に心より御礼申し上げたいと思います。

その上でなんですが、ここに書かれている総合的な対策を行っていく上で、かなりエフォートがかかるといいますか、これを単独でこれだけ全部実施していくというふうにこれだと見えるんですけど、例えば一部説明でありましたように、チェックシートは拡充するとか、例えば倫理意識のところであるとか、あるいは不正な経理であるとか、様々確認するべき課題というのはあるわけで、もっとこう合理化して、全体として実効性があるようにしないと、そのために先生方のチェックが増えていくということになるのではないかとというふうに考えます。

ですので、柱1の例えば②の自己チェックのところであったり、あるいは柱2の⑨ですかね、事前通知というところも、内容はちょっとよくわからないですけれども、倫理意識の向上に努めており、例えば今回であれば、先般の事案等を考慮して非常に厳しく考えておりますぐらい書いてもいいぐらい、異常なことが起こっているわけで、そういうこちらの姿勢を示していくぐらいのことが必要かなと。で、それは併せてそのことだけじゃなくて、いろんな件についての問題だと思うんですよね。なので、そういう総合的に子どもに向かう先生方がこういうことは注意しなきゃいけない、これは試みるべきだ、そして一方で、今おっしゃっていただいたようにポジティブなところも含めてでもいいですけれど、なんていうか、あんまりこう単独にこれだけやるとなると、随分労力がかかるのかなあというふうに考えます。

それが1点で、もう一つ併せてよろしいですかね。これタイトルが「児童生徒性暴力等の防止等に関する総合的な対策について」で、今回の報告はよくわかるんですけど、併せて今、全国で報告されてるのが、児童の児童による、もしくは生徒の生徒による性暴力ということが言われています。隠蔽しやすいとか、表に出にくいとかいうことがあって、今般の事案も、直接的な犯罪場面にあったから発覚に至ったというすごく特殊な発覚経路であったとか、ということであってデジタルのままだったら今頃どうなっていたのかと考えると本

当にそれは恐ろしいことであって、そういう意味ですごく見つけにくい犯罪が生じているという状況だと思うので、この今回の報告はこれですけど、併せて性暴力ということであれば、適正な児童間、生徒間、あるいは職員の方も含めてですけど、対策を考えておく必要があるのではないかと。

以上です。

(伊藤人事課長)

2点ご意見、ご質問いただきました。

まず、1点目でございますけれども、これだけ30の私どもも、どんなことができるかと関係課で知恵を絞って、30の取組みの方まとめました。

この中には、先ほど中谷委員の方からもご指摘いただきました、自己分析チェックシート、これもうすでに活用しているものを、少し充実をさせていこうという視点でございますし、「⑨ 大学生(教員志願者)への事前周知」、これもすでに取り組んでおります、大学を訪問して教員採用受験者等の発掘といいますか呼びかけをする際に、本市の性暴力防止対策のことについても併せてお知らせしていくというようなことで、既存の事業に付加できるようなこと、あるいは既存の事業を進める中で、こういった性暴力防止対策というような視点も含めて、取り組むことができるようなことについては、そういったことも積極的にやっていきたいなというふうに思っております。

学校現場も含めて、なかなかまた新たな取組みが次々と負荷としてかかるというようなことで、いろんな現場への影響等も考えられますけれども、一方でこの取組みは大切で、こうした視点も持ちながら、学校運営、教育活動に携わるというようなことが、今回私どもも改めて学校にお示ししていく、そういったことが重要だろうというふうに思っておりますので、今、すでに取り組んでいることを前提、基本としながら、さらにその内容を充実とか、改変といいますか、バージョンアップしながら取り組むように、考え、検討してまた実施してまいりたいなというふうに思っております。

それから今回の標題を「総合的な対策」といたしまして、いわゆる再発防止ということで、昨年度私ども盗撮事案等が起きましたので、いわゆる再発防止という視点だけではなくて、性暴力等の防止という広い意味での総合的な対策という位置付けにさせていただきました。

その点ではこの、「観点Ⅲ 性暴力等に早期に気づき、早期に対応することのできる体制の整備」の中には、命の安全教育の充実、こちら性暴力の被害者にならないことはもちろんなんですけども、加害者や傍観者にならないという点では、まさに中谷委員おっしゃられた、児童間、生徒間の性暴力等を防止するような視点も当然含まれてまいりますし、続く相談窓口の周知ですとか、あるいは、「⑳ 児童等の日常の観察、定期的な面談・アンケートの実施」、こちら、決して教職員等からの性暴力だけを想定したものではありませんので、

ご心配いただいておりますように、学校の中で、本当に性暴力というものを無くしていかななくてはいけない、それは誰からのものであってもというような、私ども思いは持ちながら、そういった意味でも総合的な対策ということで、今回の取組みを進めていきたいなというふうに思っております。

(中谷委員)

わかりました。ただ、後半二つ目でおっしゃっていたことは、この資料を見たらそういうふうには理解されないと思うんですね。なので、児童間の関係も含みとか、そういうふうに項目を立てて、やっぱり示していかないと、そちらの方が保護者の方とか地域の方も安心するのではないのでしょうかね。

スマホが学校に持ち込まれている市立学校さんとか、普通にあると思いますし、学習に使うのも当然の学校種であるとか、そういうのもあるので、そういうことに注意し、ということが項目としてあるべきではないか、そういう目的であれば、そうじゃなくてこれはこういうためなんですということであれば、教職員の対策なんです、ということであればいいですけど。でも、この機会でするので含んでおくのが適切ではないかというふうに思います。

(伊藤人事課長)

今回この冒頭の「対策検討の経緯」の中にも、まず今回につきましては、この教職員による性暴力防止というようなことがまずはあって、ということで取りまとめたものでございます。先ほどご説明申し上げましたように、その中には、性暴力を教職員のみ限定してという考えではありませんけれども、まずこちらはこういった形で、今回の盗撮等の、性暴力等を受けて検討したというような形としながら、中谷委員のおっしゃっていただきました児童間、生徒間の性暴力等への防止というような視点も、しっかりと学校の方にはお示しをしながら取り組んでまいりたいなというふうに考えております。

(中谷委員)

目的的なものであるということで整理、確認されたので、そうであればそれでいいと思うんですけど、ただそこに付記として、これと別のところで、こういうことも発覚してるので、とか疑われる事案も全国的には言われているので、とかそういうことはあるべきかなあと。

で、すみません併せてなんですけど、これを実際に実装していくときに、学校に下ろすといつて、管理職に下ろすというだけじゃなくて、職員の方とか、名古屋市だと応援委員会の方とかそういうところにも下ろしていかなくちゃいけないわけで、だからどういうふうにしていくと一番効果的なのかというのをよく考えながら、これは旗印ですけど、これをじゃあ実際に落としていくときにどこがどう動くのかみたいなことも含めて、全体をオーガナイズするのは教育

委員会だと思うので、そこの部分は丁寧にやっていると、まあそれはわかりますけど、ということになって、なかなか深まらないということになるんじゃないでしょうか。

(伊藤人事課長)

まず、中谷委員がおっしゃるように、これが本当に校長、管理職だけにとどまってしまうのは、何の意味もありませんので、しっかりと教職員一人一人に伝わるように、また観点Ⅳの中にもありますけれども、この取組み自体はもう本当に学校だけでとどまらない、関係者、保護者、それから地域の方も含めて、多くの大人の目で、子どもの環境を作り、また見守っていこうというようなものでございますので、そうした視点を大切にしながら進めてまいりたいと思っております。

(中谷委員)

組織の中に落とし込めるような補足を入れていただくのがいいんじゃないのかなというふうに思いました。

(杉浦教育長)

その他いかがでしょうか。

(杉浦教育長)

他にご意見もないようでございますので、協議題第4号「市立学校園における児童生徒性暴力等に係る防止等対策について」につきましては、いただいたご意見をもとに進めてまいりたいと思います。

(杉浦教育長)

それでは、日程第16、協議題第5号「第2期名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する実施計画（案）について」につきまして、事務局の説明をお願いいたします。

(鈴木教育環境整備課長)

それでは、本計画案についてご説明させていただきます。

本計画は、令和8年度末までの現行の計画に続く、令和9年度からの新たな実施計画案でございます。子ども青少年局が所管する、公立保育所のあり方の検討と連携・協働してまとめました。資料と合わせ、概要版及び本編案をお配りしております。お手元の資料16に基づいて、ご説明をさせていただきます。

1 ページをご覧ください。「1 計画策定の考え方」についてでございます。

平成28年8月に策定した「名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する基本方

針」に基づき、本市全体の幼児教育の充実を図るために、必要な機能の強化や体制の整備を進めるとともに、市立幼稚園の再編を含めた取組みを計画的に推進することを目的として、この計画を策定します。

次に、「(2) 策定過程」でございます。

市立幼稚園と公立保育所の役割の重なりが進む中、教育委員会と子ども青少年局でそれぞれ懇談会を開催し、最終回は合同で開催して、公立の幼児教育・保育施設全体の今後のあり方を検討してまいりました。これらの議論を踏まえ、両局が連携して、教育委員会は本日ご審議いただく「実施計画」を、また子ども青少年局は「名古屋市公立保育所のあり方に関する基本方針」を取りまとめることといたしました。

次に、「(3) 位置づけ」でございます。

1 ページ下部の図にお示しいたしましたとおり、「ナゴヤ学びのコンパス」をはじめとする各種の計画と整合性を図っていくとともに、「公立保育所のあり方に関する基本方針」と密に連携し、運用いたします。

「(4) 計画期間」は、令和9年度から令和18年度までの10年間でございます。

2 ページをご覧ください。「2 幼児教育・保育を取り巻く現状と市立幼稚園のこれまでの取組」についてでございます。

「(1) 幼児教育・保育を取り巻く現状と課題」については、社会環境の変化、本市の動き、国の動向を掲げさせていただきました。

「(2) 市立幼稚園のこれまでの取組み」については、現行の「実施計画」に基づく主な取組みと市立幼稚園の課題を掲げさせていただきました。

3 ページをご覧ください。「3 公立幼児教育・保育施設の今後のあり方」についてでございます。

本市の目指す幼児教育・保育の方向性として、乳幼児期から学齢期までを見通した連続性のある育ちを大切にし、子ども一人一人が主体的に遊び、学び、他者と関わりながら成長していくことを支える幼児教育・保育を推進すること、本市が目指すべき幼児教育・保育の統一的な指針を策定し、子どもの育ちの質の向上を図ることとでございます。また、公立幼児教育・保育施設に求められていることとして、本市が目指す幼児教育・保育の姿の明確化、待機児童対策のための受入量の確保から保育の質向上への転換、市立幼稚園と公立保育所が連携し、本市の幼児教育・保育の質を向上させる体制の構築、多様化する幼児教育・保育ニーズや今日的課題に対応した施設の整備でございます。

4 ページをご覧ください。「4 第2期実施計画における展開」でございますが、大きく分けて4点でございます。

まず、「(1) 公立幼保連携型認定こども園(基幹園)の新設」でございます。

新設の趣旨といたしましては、幼稚園的機能及び保育所的機能の両方を備え

た、公立の「幼保連携型認定こども園」を新たに設置いたします。認定こども園の役割と効果といたしましては、幼稚園と保育所の両施設の知見を融合し、幼児期から小学校就学前まで一貫した質の高い幼児教育・保育を提供するとともに、エリア支援機能の強化やインクルーシブ教育・保育等の実践・研究を進めます。

5 ページをご覧ください。「(2) 幼児教育・保育支援センターの設置」でございませう。

幼児教育の質の向上を図る拠点として設置した「幼児教育支援室」の機能強化を図り、子ども青少年局と連携・協働して、全ての子どもたちに質の高い乳幼児期及び幼保小接続期の教育・保育の提供を目指します。

続いて、「(3) 名古屋市幼児教育・保育指針の策定」についてでございます。

本市の幼児教育・保育の目指す姿を明確化します。

「(4) 市立幼稚園の役割の再定義・機能強化」についてです。

市立幼稚園の機能強化といたしましては、幼児教育コーディネーターの配置、預かり保育による子育て支援、満3歳児の受け入れに取り組んでまいります。

6 ページをご覧ください。「5 市立幼稚園の再編」についてでございます。

最初に、「(1) 再編の方向性」でございますが、再編の方向性として、幼児人口の減少等を踏まえ一定数を閉園する一方、幼稚園による研究成果等を活かし質の向上に貢献するため、一定数を存続させます。また、公立保育所と統合して認定こども園を新設します。

次に、「(2) 再編対象園の選定」についてご説明いたします。

まず、園数についてでございますが、今後予想される幼児人口推計や市立幼稚園園児数のシェア率、また市内全域において幼児教育を推進できるよう検討し、存続する市立幼稚園は10園とします。市立幼稚園と公立保育所の統合により設置する公立幼保連携型認定こども園は5園とします。閉園する市立幼稚園は5園といたします。選定の考え方といたしましては、「基本方針」及び「実施計画」と同様の考え方及び、市全体の幼児教育・保育施設の適正配置や統合する市立幼稚園と公立保育所の状況等を考慮し、総合的に判断いたしました。

7 ページに対象園の具体名を、8 ページに配置図をお示ししております。

9 ページをご覧ください。実施方法・スケジュールについてです。

在園児や保護者に大きな影響が生じないように、将来的な閉園や移行について周知期間を設けます。公立幼保連携型認定こども園については、施設整備の必要があるため、在園児や保護者への影響や負担ができる限り少なくなる手法を検討し、整備を進め、開園時期や園児募集開始時期等については、決まり次第公表することといたします。閉園実施工程につきましては、中段の表をご覧ください。

続いて、「(3) 閉園後の跡地及び施設の活用」についてでございます。

跡地については、地域ニーズ等を踏まえ判断いたしますが、子ども関連施設や公的施設としての活用が困難な場合は、民間活用を検討し、将来の施設整備に要する経費の財源として活用いたします。

10ページをご覧ください。最後に、「(4) 第2期実施計画の運用とその検証」についてでございますが、今後の本市の幼児人口の減少、幼児教育・保育ニーズや社会状況の変化等により、本計画の実施期間中において、概ね5年を目途に本計画を検証し見直しを行います。公立幼保連携型認定こども園については、基幹園としての整備方針や、移行による効果、課題等を比較、検証して今後検討いたしてまいります。

最後に、「6 今後の予定」でございますが、この計画案が教育委員会でお認めいただきましたら、教育子ども委員会において所管事務調査を実施していただきます。そののち、6月～7月にかけてパブリックコメントを実施し、8月に教育委員会において本計画を策定し、公表してまいることを予定しております。

11ページには参考として、今年度5回実施いたしました「市立幼稚園の今後のあり方懇談会」の構成員、開催日程と主な内容についてお示ししております。説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

(杉浦教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

(南田委員)

大きな転換期になるということで理解をしました。それで私の考えとしてはやっぱり少子化が進んでる中で、定員割れの園もあるというところも考えると、やはりこういう方針を示すというのはしょうがないかなというか、やむを得ないかなというふうに思っています。

ただ、私自身は子どもを保育園で育てたので、今の幼児教育というのをきちんとは知らないんですけども、今年とかPTAの皆様ともお会いするような機会があった時に、やっぱり幼児教育すごくファンの方々もいて、すごい良い教育をされているんだなというのも話聞いて勉強したところです。

それを考えるとやっぱり、ご説明にもありましたけど、幼稚園と保育園の知見を融合し、と説明されたと思うんですけど、まさにそうだなと思っていて、幼稚園の良い教育をきちんと保育園の方もやっぱり知りたいとか、本当は受けなかったなという思いもあるので、受けられるような形になるといいなと思いますし、逆にこれ今まで幼稚園でもこういう保育園的なサービスというか、支援が欲しかったなという方々も受けられるような形になるといいんじゃないかなというふうに思っています。

その時に、今、幼稚園は教育委員会で、保育園が子ども青少年局で、部局が違うとなかなか統合する時というのは難しいこともあると思うので、なるべく早めに指導者の方々の交流というんですかね、というのを早めに始めて、文化を共有するといいますか、そういったところを、時間をかけて丁寧に実施していくといいんじゃないかなというふうに思いました。

(畑生義務教育課長)

本当に、市立幼稚園の教育につきましては、学習指導要領、幼稚園教育要領に基づいた教育ですとか、本市全体でナゴヤ学びのコンパスに基づく教育を目指していく中で、少しずつ小学校以上の学校からの関心ですとか、また保護者の方、地域の方にも支えていただきながら、継続をしてきたといったことがございます。

ただ、今、南田委員におっしゃっていただいたように、市立幼稚園として存在する以上は、目の前の子どもたちにそういった教育を届けていくというのはもちろんですけれども、やはり他の幼児教育施設ですとか、小学校以上の教育にも、きちんと幼児教育の研究の成果を還元していくといったことにも取り組んでいきたいと思っておりますし、例えば、子ども園を作るときの教育内容の部分ですとか、そういった部分で、市立幼稚園のこれまでの教育の成果を活かしていける部分もあると思っておりますし、また今日、計画に記載させていただいた取組みの中で、幼児教育コーディネーターの取組み等も書かせていただいておりますけれども、こちらは今回閉園等で、幼稚園教諭が一定数、将来的に浮くことを見込んでおりますので、そういった人材も活用しながら、幼稚園を常に公開をして、ぜひ多くの方々に見に来ていただいて、幼児教育について、ご紹介をしていただとか、あとは幼児教育コーディネーターが他の幼児教育施設ですとか小学校の方に出向いて行って、子どもたちを見ながら助言をしていくですとか、そういった形で成果を還元できるようにというふうに考えております。

また、現場レベルでの幼稚園教諭、保育園教諭の交流というところで、現在も年に2回、4日間程度なんですけれども、本当に数名の職員ですけれども、研修のような形で、お互いの幼稚園教諭が保育園に、保育園教諭が幼稚園に来ていただくような研修等も実施しておりますし、こういったものをぜひ拡大をして、お互い幼児教育、保育両面から、いいものを作っていけるように準備をしていきたいというふうに思っております。

(杉浦教育長)

その他いかがでしょうか。

(小西委員)

日本で少子化が進んでいく中で、市立幼稚園だけではなくても、幼稚園事業、保育園事業というのはもう縮小せざるをえないという大きな流れはもう否定できないなと思っております。

市立幼稚園の教育が素晴らしいということは本当伺ってて、これで存続する園が半分でも残っているというのは素晴らしいなと思っております。

で、やっぱり市場ニーズが多様化していく中で、本当は全部残したいという気持ちがあるというのはもうわかってはいるんですけども、少子化と市場ニーズの多様化で縮小せざるをえないのかなあというふうに思っております。ただ、これは何らかの形で、教育は教育として何らかの形で、ずっと存続していけるような取組みになればいいなというふうに思っております。以上、意見です。

(杉浦教育長)

その他いかがでしょうか。

(中谷委員)

なかなか重いといえますか、大きな話で、特に名古屋市の幼児教育というのは歴史もあって評価もされていてというところだと思いますし、実際にこの件が出てきてからいくつかの園の方にもお伺いしましたし、その目的というより、何かの折に触れてということもありますし、今、南田委員言われたようにPTA懇談会なんかも、数年関わらせていただく中で、本当に先生や保護者の皆さんが、ご見識があって本当に思いもあってエネルギーも割いてという形で運営されてきているというのが実績だと思うんです。

で、実際に自分も保育園に伺ってみて、こういう教育というのは良いものだなというのは専門的にも思うようなことがあって、こういうあり方を問うときに、やっぱり数が減るとかというだけではなくて、いいものにするんだという方針が出ていくべきだと思うんですね。なので、名古屋市の考える幼児教育、子ども園というのはやっぱり違うんだというような、発信型の発想にしないと、こういう再構成とか再編成というのはなかなか評価されないんじゃないのかなというふうに思います。

今、愛知県の方の委員会で出てきたんですけど、やっぱり学校の再編であるとかということになると、幼稚園というのは厳しい評価が、厳しくて統合であるとか定員の削減であるとか、大学もそうなんですけど、そういうことがある中でこそ、名古屋市の幼児教育はこういうふうに発信していくんだということがすごく大事なんじゃないのかなと思います。

で、そのためにはやっぱり縦割りのように福祉は子ども青少年局だと、幼児教育は教育委員会だというのはではなく、どっちかがハンドリングしたり、お互いに信頼の中で、ここは教育委員会にお願いしましょうというような形で考え

ていくことが必要で、そのためにやっぱりある程度責任の所在みたいなことを整理して、ある程度こちらで大事なこれまでのレガシーということをちゃんと蓄積できるような形にするべきじゃないのかなというのは、繰り返しいろんな打ち合わせとかでも言わせていただいていますけど、それはやっぱり第一に思うところです。

保育であるとか福祉で考える子ども像と、また幼児教育として、指導要領に沿って考える子ども像というのはやっぱり少しずれがあるし、両方大事ですけど、教育委員会で培ってきたものに対してちゃんと価値づけするのが我々の仕事なんじゃないのかなというふうに思いますので、そのための一つとして、幼と小の連携、子ども園と小の連携、地域連携、地域の理解をちゃんと蓄積していきますよという形、そこに働いてる時だけそこをお願いするんで、じゃなくて、やっぱり一貫して子どもの育ちを我々は見ていきたいんだということが一つと、それともう一つはそういう福祉的な支援で、福祉も含む支援というか、そのコーディネーターとおっしゃった部分というのが、言葉であるとか発達であるとか、外国ルーツの子であったりとかそういったことをサポートしていくような仕組みにしていかなきゃいけないと思うんですね。

このコーディネーターというのはどれぐらい充足が予定されているのかというのは、今わかるところがあれば教えてください。

(畑生義務教育課長)

充足と言いますのは配置の想定ということでしょうか。

(中谷委員)

そうです。

(畑生義務教育課長)

現時点では未定のところが多いんですけども、我々としては存続する市立幼稚園ですとか、ひいては、子ども園の方にも配置をできるように、各所との調整に努めてまいりたいというふうには考えております。

(中谷委員)

だいたい1園に一人は、例えば、一人で2校体制とか、複数体制を基本としてとか、そういうのはいかがですか。

(畑生義務教育課長)

先ほどの園の常時公開のような取組みをしていくということを考えますと、1園に1名いるのが望ましいというふうには考えてございますけれども、そういった具体の方策につきましても、今後検討していきたいというふうに思っ

おります。

(中谷委員)

名古屋市の場合、スクールカウンセラーさんが各校で年間通じてということがあるので、そのあたりの実績とかも踏まえながら、どういう形で支援したりとか共有したりするのが一番いいのかと、もちろん経済的なこともあるでしょうけれど、その部分で知見を共有して配置していく。で、他都市だとキンダーカウンセラーであるとか、幼稚園のそういう発達支援員というのは別の形であったりするので、その例もぜひ大都市でやっていると思いますので、参照していただく必要があるんじゃないかなということです。

すみません、あと併せてページが8ページですかね。施設をどういうふうに構成していくのかということですが、これやっぱ地域も離れてますし、近いところでももちろん道を何本か挟んでというところであると思うので、集合住宅に住んでる方からすると一番近いところにいるのにそこが移るということになると、やっぱ随分こう動線も影響したりして、やっぱり一人一人の市民の目線に立って、どういう形がいいのかというのは十分地域の方と意見交換する必要があるかというふうに思いました。これはあくまでこの部分が一つの校区じゃないですけど、園の地域だと考えているところが丸になってるので、まだ決まってないという理解でいいですよ。だとすると、かなりやっぱり丁寧に意見交換していく必要があるかなと考えました。

(杉浦教育長)

その他いかがでしょうか。

(杉浦教育長)

他にご意見もないようですので、協議題第5号「第2期名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する実施計画(案)について」につきましては、様々ないただいたご意見をもとに、原案どおり進めてまいりたいと思います。

(杉浦教育長)

それでは、日程第17、報告第19号「『今後の市立高校のあり方に関する懇談会』のまとめについて」につきまして、事務局の報告をお願いします。

(瀬川高等学校教育課長)

よろしくお願ひいたします。

今年度開催いたしました「今後の市立高校のあり方に関する懇談会」の議論のまとめについて、ご報告させていただきます。

まず、本懇談会の設置目的ですが、高校を取り巻く環境の変化を踏まえまし

て、市立高校がこれまで以上に魅力ある学校であり続けるための方向性について幅広く意見をいただき、次期「魅力ある市立高等学校づくり推進基本計画」の策定につなげることを目的として設置したものでございます。

次のページご覧いただければと思います。「4 委員構成」をご覧ください。

この懇談会の委員ですが、ご覧いただいている資料のとおり、大学教授や経済界の有識者、また学校現場の管理職・教職員、保護者の方など、多様な立場の方にご参加いただき、意見をいただきました。

お手数ですが、前のページにお戻りください。「2 懇談会の構成」です。議論を深めるために、親会議のもとに「新たな学校制度」「普通科改革」「専門学科等の充実」の三つの専門部会を設け、それぞれで詳細な議論を行い、その結果を親会議でさらに整理、取りまとめるという形で運営いたしました。

「3 懇談会のスケジュールと今後の予定」をご覧ください。

この懇談会ですが、6月に第1回の親会議を開催し、その後、専門部会を2回ずつ実施、その結果を受けて、第2回・第3回の親会議を行った後に、今回のまとめを作成させていただきました。次年度は、このまとめを踏まえ、次期基本計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

ページを2枚はねていただきまして、まとめの概要版をご覧ください。まとめの本編も添付しておりますが、概要版を使いまして、主な議論内容の一部を紹介させていただきたいと思います。

まず、「(1) 新たな学校制度について」です。

こちらにつきましては、中高一貫校、通信制高校、学びの多様化学校について、ご議論いただきました。例えば、中高一貫校については「市立として中高一貫校を設置すべきかどうかは、どのような中高一貫校を目指すのか次第である」「市立ならではの特色を明確に打ち出すべきである」「受験の早期化・過熱化を助長しない選抜方法、既存中学校への影響等、十分な配慮が必要である」とのご意見をいただきました。

「(2) 普通科改革について」をご覧ください。

こちらでは、単位制の導入、学校間連携、コース・学科のあり方についてご議論いただきました。例えば、単位制につきましては、「個性や興味に応じた学びの実現の点で意義がある一方、学校としての共同体的な価値の維持も必要である」「自分の『好き・得意』を発見できる環境の整備が重要」などのご意見を賜りました。

右上の「(3) 専門学科等の充実について」をご覧ください。

こちらでは、「音楽科の高度化」「地域・企業・大学との連携」「専攻科のあり方」についてが、主な論点になりました。例えば「音楽科の充実」では「現代の多様なニーズに合わせて教育課程を再構築したり、多様な進路を視野

に入れた支援体制の構築を行ったりすることが必要である」などのご意見をいただきました。

さらに親会議では、(4)や(5)に書かせていただいておりますが、入試制度や学校規模・再編など、持続可能な教育環境に関するご意見もございました。

今回行いましたこのまとめは、有識者の方のご意見を整理したものでございますが、来年度はこれを踏まえまして、次期基本計画の策定に向けて、教育委員の皆様からもご意見をいただきながら、市長との意見交換なども行った上で、新たに有識者会議を設定して、具体的な施策を作成してまいりたいと考えております。

なお、本まとめは明日、市のホームページ等で公表させていただきたいと考えております。

説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

(杉浦教育長)

報告が終わりましたので、この件につきましてご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

(中谷委員)

この件も大きな課題だというふうに考えておりますが、新たな学校制度について、柔軟な履修ということや、子どもの個性に合わせたというか、子どもに沿った学習のあり方ということが言われていると思いますが、定時制についての議論というのは無かったのでしょうか。

(瀬川高等学校教育課長)

定時制につきましても、やはりセーフティネットという意味合いで、公立高校においては外せないところであるということで、より今の状況を充実させるような学校づくりについては検討すべきであるということでご意見は賜っております。

(中谷委員)

ちょっと確認ですけど、セーフティネットという言い方でいいのでしょうか。そういうことでなくて、学び方の選択肢というふうに私は理解しておりますが。

(瀬川高等学校教育課長)

失礼いたしました。例えば通信制高校のところにも書かせていただいておりますように、セーフティネットでもありながら、多様なニーズを持つ生徒が選

べることができるような、そういった学校という意味合いで、あくまでもなかなか普通に行けない子たちをサポートするという以外にも、そういった多様な選択肢の一つというそういった意味合いで、定時制高校を充実させるという、そういった理解しております。

(中谷委員)

夜間はもちろんですけど昼間も定時制というのは増えてきていますし、通信制ももちろんですけども、いろんな開校形態というか履修形態ということが公立学校には不足していると。夜間だとやっぱり学校行けなかった大人がとか、外国から外国ルーツのお子さんが、とかいうふうなそういう固定的なイメージを公立がむしろ強化してきたということの批判、ということがあると思うので、本市としてもなるべく実態とかニーズを踏まえて柔軟に、開校していくべきだろうというのが基本的な姿勢ではあるんだろうなというふうに思うんですね。

それが一つで、その中にこの中高一貫というのが一つ目に来るとというのが、やっぱりこれは私はハテナというか、ここで書かれているように、やっぱり受験の過熱化ということはもうあらゆる都市で証明されていることであって、それを本市としてやっぱりそういうふうにしていくんだと、定員の充足、倍率ということが大事であって、というふうに謳っていくようなやり方というのは適切なのかということは、今までの議論を踏まえても、ちょっと申し上げておくべき、確認しておくべきことかなということで申し上げます。

で、中高でなく小中一貫ということはこの場で何度か議論に上がっていて、高校教育の話ですので違いますけど、そういった形もあり得るわけで、中高一貫のあるべき姿がということでもありますけれど、一方でやっぱり必ずあるのが、十分な配慮とか、受験が過熱しないようにということがあるので、ちょっと弊害が大きいのかなというふうに考えます。

一方で、スーパーサイエンスハイスクール等で本市で評価されている公立、市立学校というのものもあるわけで、そこでの実績というのは、何というか、相応のものだというふうに伺っていてもしますので、そういったとんがった個性というか、発揮したい高い個性、クリエイティビティみたいなことももちろんサポートしながらということだと思っているので、そちらの方の国の政策にもよりますが、学校の位置づけ方とか考え方ということも、公立学校としての強みとしては十分あり得るんじゃないかなというふうに、国施策を見ながらですけども、というふうに考えます。

(瀬川高等学校教育課長)

今回のこのまとめは委員の有識者の方の意見をまとめさせていただいたものになりますので、今、委員からご指摘いただいたように、我々の本市としてど

ういった学校を目指していきたいかということは、しっかりとこの後検討して、計画の方策定してまいりたいと考えております。

(杉浦教育長)

その他いかがでしょうか。

(南田委員)

説明いただいてすごく理解できました。私も専門として外国人のお子さんというところも興味あるものですから、この学びの多様化学校というか、多様性に配慮していくというところの姿勢、とても関心を持っています。そういう意味では、外国人生徒さんだけでなく、やっぱり障害のあるお子さんですとか、いろんな方々の学びの多様性というのが、教育の中でも今すごくやられてるところだと思うんで、高校でもぜひやっていっていただきたいなというのが一つあります。

あとは、今後いろいろ議論をされていくということなので、ぜひ高校の先生たちがどんなことをやりたいかみたいなことを吸い上げて欲しいなというふうに思いました。やっぱり先生方がこういうことをやりたいんだということを、おとしていっていただくと、先生方のモチベーションにもなってくると思うので、その辺りもぜひ、というふうに思いました。

あとブランディングみたいな話も入っていて、うちの息子は中学生なんですけど、こないだ高校に行ってすごくテンションが上がったと言っていたんですよ。やっぱり同じ地域に中学校も高校も公立があるというのは公立の強さのような気がするので、中学生が高校によく行けるような環境になって、そこでファンになって、市立高校に行きたいなみたいな雰囲気になるといいなというふうにも思うので、そういう中学校、中学生との関係づくりみたいなのも考えていけると今後いいかなというふうに思いました。

(瀬川高等学校教育課長)

懇談会の委員の方の意見の中でも、教員の意見だけでなく、生徒の意見の方も、実際にどういった学校を作っていきたいのかという、そういった意見を集約するというのも大切なので、実際にどういった時期に、どういった対象の子を、どういった方法で集約していくかということは、今後しっかりと検討して計画の中に入れていきたいなと思っております。

また、なかなか取組みの方が中学生の方に伝わっていきにくいというところもありますので、その周知方法というのも含めて今後の課題だというふうに考えております。

(杉浦教育長)

その他いかがでしょうか。

(小西委員)

先ほどの幼稚園の話は、なんか経営学の話ばかりして何ですけど、プロダクトアウト、良いものだからみんなに知ってもらおうみたいな感じになっていて、今度高校になるとマーケットイン、市場が何を求めているかよく知ってから高校を変えようみたいな話になっているのかなという印象を受けたんですけども、やっぱり日本のどの都道府県でも公立と私立があって、世界でもやっぱり公立と私立があるというのが普通なわけですね。で、私も大学で学生の入学試験の面接をするんですけど、大分、私立大学なので特にかもしれないですけど、公立高校の人が減ってきています。

でも、公立高校の良さというのは、公平性というか、ここで取りまとめたいただいたものというのは、自由とか多様性を狙っていかうみたいな話が結構多いみたいなんですけど、やっぱり正統派の、学習指導要領で自主性を育てているとか、過度に過保護になっていないという、もう志望動機も先生が大分手を入れましたね、みたいのがいっぱい来るわけですよ。でも公立の子のものをみると、自分で書いたなという荒削りのものがあるって、そっちの方がしっかりしてるし、将来伸びるだろうなと思うんですよ。やっぱり、今まで手をかけてもらった子はこれからも手をかけてもらえるだろうなと思っているのかなみたいな感じがするんですけど、ですので、こういうふうに行くのもいいんですけども、やっぱり正統派の教育、なんていうんですかね、自主性を育成するんだというような選択もあっていいんじゃないかなと思っておりまして、今このままでいくと、まさにさっき中谷委員がおっしゃったように、学生をどうやって獲得するかみたいな話になっているみたいなんですけども、そこはドーンと構えてもいいんじゃないかなと。いいものを出しているんだから、こういう教育方針に賛同してくれる親御さんであったり、その生徒さんが来てもらえるというのも、選択肢として入れてもいいんじゃないかなと思うんですけども、そこはいかがでしょうか。

(瀬川高等学校教育課長)

今回のこの提示させていただきましたのは、懇談会の中で出た意見の方をまとめさせていただきましたので、実際の計画を作成させていただく時には、しっかりと教育委員会として方針をしっかりと明確にして、どういった計画を作っていくのがいいのかということ、委員の方のご意見もいただきながら、慎重に検討していきたいというふうに考えております。

(中谷委員)

今、小西委員のご説明というかご意見、もっともだなと思いつつ、名古屋

市の場合、教育振興基本計画でも、その上に成る学びのコンパスというものでも、子どもの主体性、子ども中心の学びということを謳っているのですが、でもここに出ていないということは、委員の方にあんまり説明が十分にされていなかったのか、あるいはあんまりそういう認識でないのかというふうに、その立ち上げのところに少し関わらせていただいた人間からしたら思うという、ちょっと批判、旗を揚げたからにはそれをちゃんと頭に置きましょうということで、なのでぜひ実装する部分では、それを踏まえていただくというのが高等教育においても当然、必要なことじゃないかなというふうに思いました。

というのが一つで、先ほどの南田委員のところで、何か自分が受けちゃうのはおかしいんですけど、子どもの意見というのも大事なんですけど、子どもは結局、期待された意見を言うんですよね。だから、我々が行っているいろいろ、直接対話とかしますけど、それは選ばれた子たちであって、例えばうちの子はそこにはいませんね。なので、普通の子に会うのが私は一番大事だと思っていて、普通の子を一番知っているのは先生であると。で、先生の中でも中堅か教務主任とか、校長までいくとちょっとあれだと思うので、そういう先生がモチベーションが上がるような、というのが趣旨なのかなというふうに思っていて、私も全く賛同なので、先生の意見は意外とこういうところに入れられないなと思って、委員に選ばれている方以外は。

なので、ぜひ1校から数名ずつでも意見を、17校ですから、挙げられると思うので、ぜひ聞いていただくのがいいんじゃないのかなというふうに追加で思いました。

(杉浦教育長)

その他いかがでしょうか。

(杉浦教育長)

他にご意見もないようでございますので、報告第19号「『今後の市立高校のあり方に関する懇談会』のまとめについて」の報告を終わらせていただきます。

(杉浦教育長)

それでは、日程第18、報告第20号「給特法改正に伴う『業務量管理・健康確保措置実施計画』の策定について」につきまして、事務局の報告をお願いいたします。

(松原新しい学校づくり推進部学校における働き方改革担当課長)

それでは「給特法改正に伴う『業務量管理・健康確保措置実施計画』の策定について」説明をさせていただきます。

まず、給特法の正式な名称がこちらにも書かせていただいております、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」でございますが、このいわゆる給特法が改正されました。その趣旨でございますけれども、教員に優れた人材を確保する必要性に鑑みて、公立の義務教育諸学校等を対象に、一つには働き方改革の一層の推進、2点目としては組織的な学校運営及び指導の促進。それから3点目として、教員の処遇の改善を図るといった目的のものでございまして、例えばそれに対応するものとして、1点目としては、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務づけ、それから2点目に関しては、主務教諭の職の新設、それから3点目の処遇改善に関しては、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずるものというのが、法の趣旨でございまして、このうち処遇改善につきましては、11月の定例会で協議済みでございますので、今回は、令和8年4月1日から施行される、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について、報告するものでございます。

2点目でございますけれども、給特法改正における、働き方改革の一層の推進の部分でございますが、改正された給特法の中で、指針に則して計画を定めるといふふうにあります、その指針については、令和7年9月25日に文科省から通知が出されております。

この指針の名称が、また長くて恐縮ですが、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」、これが改正されまして、その中で教育委員会に対して、教員の業務量の適切な管理と健康福祉を確保するための措置を実施するための計画、いわゆる業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付けられるとともに、計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告が義務付けられたところでございます。

ここまで法について述べさせていただきましたが、これらに対する本市における業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び進行管理方法でございますけれども、本市においては、令和6年に「名古屋市学校における働き方改革プラン」をすでに策定しておるところでございます。これが今回、給特法に定める、業務量管理・健康確保措置実施計画の要件を満たしておるところでございますので、このプランをその計画に位置付けるというふうにさせていただきました。

それから2点目でございますが、改正指針において示されている政府目標でございます。我々の働き方改革プランの中にも成果指標を設けておりますので、これらを毎年度、進行管理していく中で、併せて政府目標の達成状況を確認していきたいというふうに思っております。

それから3点目でございますが、この目標を達成していくために、現在取り

組んでいる内容をさらにブラッシュアップさせながら、より働き方改革を推進していきたいというふうに考えているところでございます。

スケジュールでございますが、この3月に、この働き方改革プランを、業務量管理・健康確保措置実施計画に位置付けたところでございます。

次年度の10月以降に、先ほど申し上げました、総合教育会議へ報告をする中で、この業務量管理・健康確保措置実施計画の内容及び実施状況についても、内容としていきたいというふうに考えてございます。

説明の中で申し上げました働き方改革プランでございますが、これは策定済みで公表もしているものですが、参考として、資料にお付けしております。次のページから4ページがこのプランの概要でございますが、1ページ目に、教員の取り巻く現状と、時間外在校等時間の上限超過割合の推移、それから次のページにいきまして、このプランが掲げております考え方について記載しております。単なる時短を目指すだけではなくて、そこで生じた時間で、子どもと向き合う時間を確保して、子どもの学びの充実につなげていくというものでございます。それから計画期間、成果指標、次のページにプランの教育委員会が中心となって取組みを進めるもの30項目が書かれております。これも鋭意進めていくものでございます。

最後のページに、学校の主体的な取組みに教育委員会が伴走するという、この教育委員会がやる取組みとの二本立てで、今、働き方改革を推進しているところでございます。

以上でございます。

(杉浦教育長)

報告が終わりましたので、ご意見、ご質問ございましたらお願いしたいと思います。

(杉浦教育長)

特にご意見もないようですので、報告第20号「給特法改正に伴う『業務量管理・健康確保措置実施計画』の策定について」の報告を終わらせていただきます。

(杉浦教育長)

これで、本日本日予定の案件は、全て終了いたしました。
教育委員会定例会を終了いたします。
長時間にわたり、ありがとうございました。

午後4時30分終了